

はじめに

1 影響調査の意義

男女共同参画影響調査（以下「影響調査」という。）とは、広範な施策等が男女共同参画社会の視点に立って企画・立案、実施され、男女共同参画社会の形成の促進に資することを期待する観点から、政府等の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を、本来意図した影響のみならず意図しない副次的な影響を含めて、調査することを指す。

例えば、社会や家庭において、女性と男性の置かれている状況や実際的なニーズが異なるため、施策の実施により、女性と男性が受ける効果が異なり、男女共同参画の視点から無視し得ない影響が生じる可能性がある。また、施策が直接的に男女共同参画社会の形成の促進に関するものでなくても、波及効果や意図しない副次的効果によって、男女共同参画社会の形成に無視し得ない影響を及ぼすことがあり得る。影響調査とは、このような効果や影響を把握し、男女共同参画の視点から施策の改善をすべき点を明らかにするものである。

影響調査の実施は、予算や人員の制約下で、可能な限り施策の便益が広く及ぶように努める動機付けとなるため、男女間の公平性の観点のみならず、施策の有効性や効率性を高める意義も持つ。また、影響調査による調査結果が公表されれば、施策の透明性を促進することにも寄与すると考えられる。

なお、影響調査は、男女共同参画の視点に照らして、既存の男女の格差を拡大させるような影響があることをもって施策の本来の意義そのものを批判するものではなく、むしろ、よりよい施策となるよう検討、見直しを行うものであり、それは施策の本来目的の達成にも寄与するものである。すなわち、影響調査の実施により収集した多くの具体的な情報に基づき、可能な限り女性にも男性にも等しく便益が的確に及ぶよう施策の改善に努めることは、施策の本来期待される効果が損なわれることを防ぎ、より確実に発現することを促進するものであり、公平性、有効性、効率性、透明性等の観点から施策の質の向上に寄与するものである。

2 これまでの経緯

平成11年6月に制定された男女共同参画社会基本法第4条において、「社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない」と規定され、平成12年12月に閣議決定された男女共同参画基本計画においても、「政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査について効果的な手法を確立し、的確な調査を実施する」と明記された。

一方で、我が国においては、影響調査の調査内容や手法等が確立されない状況であったため、平成12年12月に、総理府男女共同参画室に設置された男女共同参画影響調査研究会において、「影響調査の手法」についての基本的な考え方を取りまとめた。

その後、平成13年1月に内閣府が発足し、重要政策に関する会議の一つとして、男女共同参画会議が設置され、同年5月に影響調査を担う専門調査会として同会議に影響調査専門調査会が設置された。同専門調査会の審議事項として、調査手法の確立と並んで、「狭義の影響調査」として、特に女性のライフスタイルの選択に影響が大きい、税制、社会保障制度、雇用・就業について重点的に調査検討を行うこととされた。

これを受け、平成14年7月に、効果的な影響調査手法を開発し、影響調査専門調査会における検討を技術的に支援するため、内閣府男女共同参画局に影響調査事例研究ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）が設置された。

ワーキングチームにおいては、影響調査専門調査会における調査審議及び「「ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム」に関する報告」（平成14年12月）を参考にしつつ、手法の検討や、事例収集、防災についてのヒアリング、海外事例の収集等を行い、検討成果を平成15年11月に中間報告として公表した。

その後、影響調査専門調査会は、「「ライフスタイルの選択と雇用・就業に関する制度・慣行」についての報告」（平成16年7月）をもって、税制、社会保障制度、雇用・就業に関する検討が一巡したため廃止されたが、その機能は監視・影響調査専門調査会に引き継がれている。本ワーキングチームも同専門調査会における検討を技術的に支援すべく、引き続き事例の収集やヒアリング等を行ってきたもので、今回の事例集はこれまでの検討成果を中間的に示すものである。

3 今回の事例集の意義付けと事例集の構成

今回の事例集は、地方公共団体における影響調査事例や手法を示した点で、平成15年11月に示した中間報告書の続編としての性格を持っており、国や地方公共団体等各方面で影響調査についての検討を深め、調査の実践を試みる際の手がかりとなるものである。

今回取り上げた事例は、事務局が平成16年1月及び8月に実施した、都道府県及び政令指定都市を対象とした影響調査等の取組状況に係るアンケート調査等から抽出したものである。抽出した事例については、ワーキングチームにおいて、団体へのヒアリングを行った。1月の調査では影響調査のみを対象としたが、8月の調査では、男女共同参画に関する計画のフォローアップや全庁的な政策評価における男女共同参画の視点の取り入れについても対象とした。今回の事例集はそれらの結果を集約したものである。

構成としては、まず、都道府県及び政令指定都市を対象としたアンケート調査の結果を基に、各団体の取組の概要を紹介する。続いて、計画のフォローアップや影響調査に積極的に取り組んでいる事例を紹介する。最後に、「おわりに」では取組事例をいくつかの視点で整理している。